

家庭での節電のお願い!

《問合せ》環境経済課エコバレー推進係 ☎23-4480

市民の皆さん、体調には十分に気を付けながら、この夏も可能な限り節電に協力してください。

※高齢者や乳幼児、体調が悪い方などは、負担にならない程度で協力してください。



▽期間等 9月30日(月)までの平日午前9時～午後8時(8月13日～15日を除く)

▽目標 昨年並みの節電(平成22年と比べて9パーセント削減)

家族でお出掛け クールスポット

市公共施設の中で、市民の皆さんが利用しやすい施設を「クールスポット」に指定します。

夏の昼間に家庭のエアコンを消して、クールスポットに出掛け、家庭での電力消費を削減しましょう。



▽無料施設(39施設) 各開館

日の平日午後1時～4時
・豊岡市民プラザ交流サロン、

コウノトリ文化館、県民交流広場(各地区公民館内・一部を除く)、図書館本館・各分館、各子育てセンター(乳幼児親子で利用)

▽有料施設(4施設) 入館料が半額(市民に限る)

・但馬国府・国分寺館、植村直己冒険館、日本・モンゴル民族博物館、伊藤清永美術館

家庭での節電チャレンジ

家庭の電気使用量が前年同月と比べてマイナスの場合、市民エコポイント(5ポイント)を交付します(電力会社から毎月届く「電気使用量のお知らせ」を市(環境経済課または各支所)に持参して確認を受けてください) ※通年受付

小・中学生の夏の節電チャレンジ(節電自主学習)

各小・中学校を通じて配布される「夏休み子ども節電自主学習」の課題を市に提出すると、市から各学校を通じて児童・生徒の皆さんに市民エコポイント(10ポイント)を交付します。

※市民エコポイント10ポイントで、環境商品などが当たる抽選会に参加できます。

緊急の節電要請などがあつたときは...

関西電力(株)から緊急の節電要請があつた場合は、防災行政無線放送でお知らせします。



◎家庭でできる節電(一例)

- ・冷房温度を28度に設定する
- ↓節電効果10パーセント
- ・すだれやよしずで窓からの日差しを和らげる
- ↓節電効果10パーセント
- ・エアコンを消し、扇風機を使用する
- ↓節電効果50パーセント
- ・冷蔵庫の設定温度を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め過ぎない
- ↓節電効果2パーセント
- ・テレビは省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、必要なとき以外は消す
- ↓節電効果2パーセント
- ・日中は不要な照明を消す
- ↓節電効果5パーセント

ふやそう 地域で汗する中高生

「夏休みラジオ体操見知り運動」に参加しよう!

顔でつながり 声でつながり 心でつながる

子どもたちは、地域の方とあいさつを交わし、顔見知りになることで、「見守られている」という安心感を持ち、地域やふるさとを愛する心を育みます。

豊岡市青少年健全育成会議連絡会と豊岡市子どもと心でつながる市民運動推進協議会は、市教育委員会と共に、本年度も「夏休みラジオ体操顔見知り運動」を推進し、市民の皆さんに、ラジオ体操への参加を呼び掛けています。

「夏休みラジオ体操」は、市内各区での実施のほか、校庭に地区住民が集まる一斉ラジオ体操や地区内で統一実施日を設定するなど、地域の方々が参加しやすいよう、実情に合わせて取り組まれています。

昨年は、市内中学生の60パーセントが1回以上参加し、最前列で体操指導をしたり、体操後に地域の方と一緒に清掃活動する姿も見られました。地域の子どもたちとの触れ合いの場として、また自身の健康づくりのためにも、ぜひ「夏休みラジオ体操」に参加してください。

※「夏休みラジオ体操」の実施期間、場所などは、各区で異なります。



▲弘道小学校区の一斉ラジオ体操(平成24年7月)

《問合せ》豊岡市青少年健全育成会議連絡会・豊岡市子どもと心でつながる市民運動推進協議会事務局(生涯学習課内) ☎23-0341

国民健康保険税の 税率が決まりました

平成25年度の国民健康保険税の税率などが決まりました。保険料率の設定に当たっては医療費の伸びを2・7パーセントと見込み、前年度繰越金の半額の約2億5600万円を保険料軽減に活用するとともに、財政調整基金を1億8千万円取り崩すことで、保険料率の急激な上昇の緩和を図りました。

1世帯当たりの 国保税額の決まり方

- ① 1世帯当たりの国保税額は、医療保険分(以下「医療分」)
 - ② 後期高齢者等支援金分(以下「支援金分」)
 - ③ 介護納付金分(以下「介護分」)
- 40歳以上65歳未満の方が対象)の三つの課税区分の合計額です。
- 三つの課税区分の税額は、世帯加入者の所得、固定資産、人数などの状況に応じて、それぞれの税率などから算出します。

$$\text{医療分} + \text{支援金分} + \text{介護分} \parallel \text{国保税}$$

納税義務者は世帯主です

世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

〈平成25年度の課税区分ごとの税率〉

| 課税区分 | 医療分 | 支援金分 | 介護分 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 所得割(所得に応じて) | 5.36% | 1.19% | 2.25% |
| 資産割(固定資産税に応じて) | 22.55% | 5.00% | 10.91% |
| 均等割(被保険者数に応じて) | 21,800円 | 4,900円 | 10,800円 |
| 平等割(1世帯当たり) | 17,500円 | 4,000円 | 6,000円 |
| 賦課限度額 | 510,000円 | 140,000円 | 120,000円 |

医療分 1年間に予想される医療費の総額から算定します
 支援金分 国が定める後期高齢者医療費の額により算定します
 介護分 国が定める介護費用の額により算定します

① 軽減制度
 国保税には軽減・減免制度があります

前年の総所得金額により、次のような世帯は、均等割額および平等割額を軽減します。

■平成24年中の総所得(世帯主と被保険者の合計)が下記の金額以下の世帯

| | |
|------|----------------------------|
| 7割軽減 | 33万円 |
| 5割軽減 | 33万円+(世帯主を除いた被保険者数)×24万5千円 |
| 2割軽減 | 33万円+(被保険者数)×35万円 |

② 後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置

後期高齢者医療制度への移行に伴って、同じ世帯に属する被保険者の国保税が過大とならないよう、次の措置を講じます。

・国保税の軽減判定

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することで、世帯の国保被保険者が減少しても、従前どおり後期高齢者の所得および人数も含めて軽減判定を行います。

・平等割の軽減

国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世帯に属する国保単身世帯について、医療分と支援金分の平等割を、移行した月から5年間は2分の1、その後3年間は4分の1を減額します。

③ 非自発的失業者に対する軽減(離職した月の翌年度末分まで)

平成21年3月31日以降に解雇や倒産などで、非自発的な離職を余儀なくされた国保加入者は、国保税算定に用いる前年所得のうち、給与所得を100分の30に減額して計算します(申告書の提出が必要)。

■減免制度

① 災害・廃業・生活困窮世帯に対する減免

災害・廃業・生活困窮などで、国保税の納入が困難となった場合には、その程度により国保税の一部を減免することがあります。詳細は、税務課市民係に問い合わせてください。

② 被用者保険などの被扶養者が国保被保険者となったことによる減免(当分の間)

75歳になる方が、被用者保

険などの被保険者(本人)から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者が国保に加入した場合には、所得割・資産割が免除され、均等割と平等割が2分の1に軽減されます(申請書の提出が必要です)。

国保税を長い間滞納すると

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格者証」を交付することになります(ただし、高校生以下の加入者は6カ月の短期保険証を交付します)。

この場合は、医療費を一度、全額自己負担していただき、保険給付分を申請により後で支給することとなります。

経済的な事情で納付が困難な方は、早めに税務課税係に相談してください。

《問合せ》

- ◎ 申告・課税に関すること 税務課市民係 ☎21-9045
- ◎ 納税方法に関すること 税務課収税係 ☎23-11118
- ◎ 医療・給付に関すること 市民課国保医療係 ☎21-9061